

I 総務省における政策評価の基本的考え方

1 政策評価の必要性

わが国の行政においては、ともすれば法制度の検討や予算の確保など政策の**企画・立案**(plan)に力点が置かれてきましたが、これを**効率的で質の高い、国民的視点に立った成果重視の行政へ転換**するためには、政策を**実施(do)**した結果を的確に**評価(see)**し、社会経済情勢の変化等にあわせて政策を柔軟に見直すことが求められています。

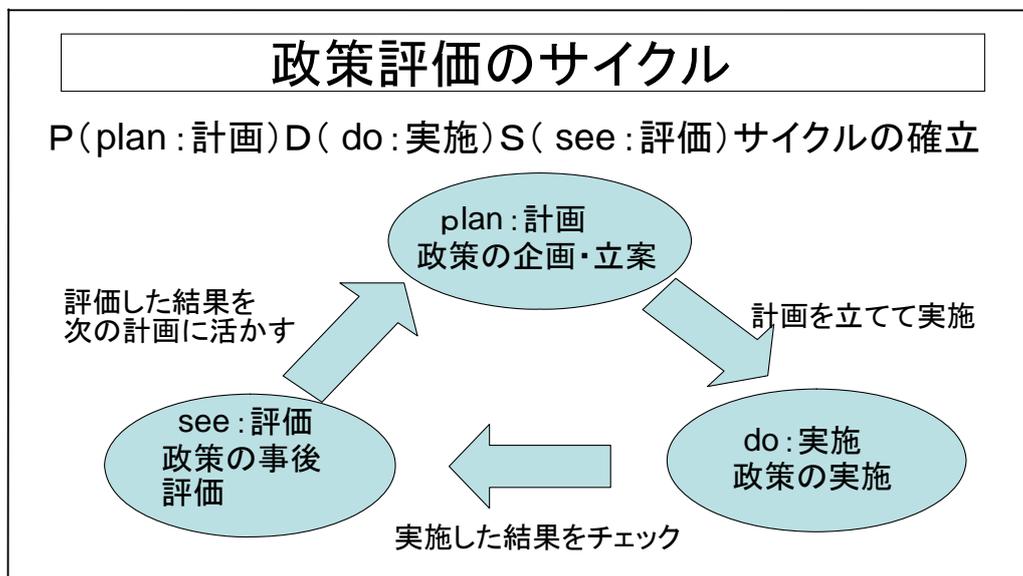
総務省は、行政改革や地方分権、市町村合併、通信・放送、郵政、統計、消防などの幅広い分野において国民に身近な**社会基盤や快適な生活を支える役割**を果たしており、**総務省の政策に対する国民の信頼のさらなる確保を図るため、政策評価の的確な推進が重要**となっています。

2 政策評価の目的

政策評価制度は、

- (1) 政策を企画立案し、実施した結果が、国民生活や社会経済にどのような影響を与えているか、達成目標がどの程度実現していると言えるのかを評価し、評価結果から政策の課題を抽出して次の企画・立案に反映させていく**マネジメント・サイクル**を確立し、**効率的で質の高い行政**を実現すること
 - (2) 「どのように実施したのか」よりも「どのような効果があったのか」という**成果重視の行政へ転換**すること
 - (3) 総務省の政策について**行政の説明責任の徹底**を図り、「なぜこれを行う必要があるのか」などを分かりやすく説明すること
- などを目的としています。

総務省では「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下「政策評価法」という。)の施行を機に積極的に政策評価に取り組んでいます。



3 総務省における評価の枠組み

(1) 評価方式

総務省では、政策の特性に応じて、次の3つの方式を活用しています。

ア 実績評価方式

実績評価とは、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定し、目標の達成度合いについて評価する方式による評価です。

総務省では、評価を早期に省内に定着させるため、主要な政策について**網羅的に、毎年度**、評価を行っています。

イ 事業評価方式

事業評価とは、①個別の事業などを決定する前に、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用等を推計・測定して評価する方式による評価（事前評価）、②一定期間経過した後にその有効性を検証し、今後の見直し等に活用する方式による評価（事後評価）です。

総務省では、事業評価方式の対象となる事業などについて、政策評価法で実施が義務づけられたもののほか、独自の基準を定め、取組を進めています。

(ア) 事前評価

〈政策評価法で規定されている基準〉

○10億円以上の事業費を要する新規の研究開発又は公共事業

〈総務省独自の基準〉

○新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち相当程度の社会的影響等があると認められる事業

○既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等があると認められる公共事業又は研究開発課題

○新たな規制を伴う政策等

平成19年度の事前評価は、平成20年度概算要求関連の事業を中心に今後実施します。

(イ) 事後評価

〈総務省独自の基準〉

- 一定期間継続している事業であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業
- 一定期間継続している研究開発制度

平成19年度の事後評価の対象は、以下の7事業です。

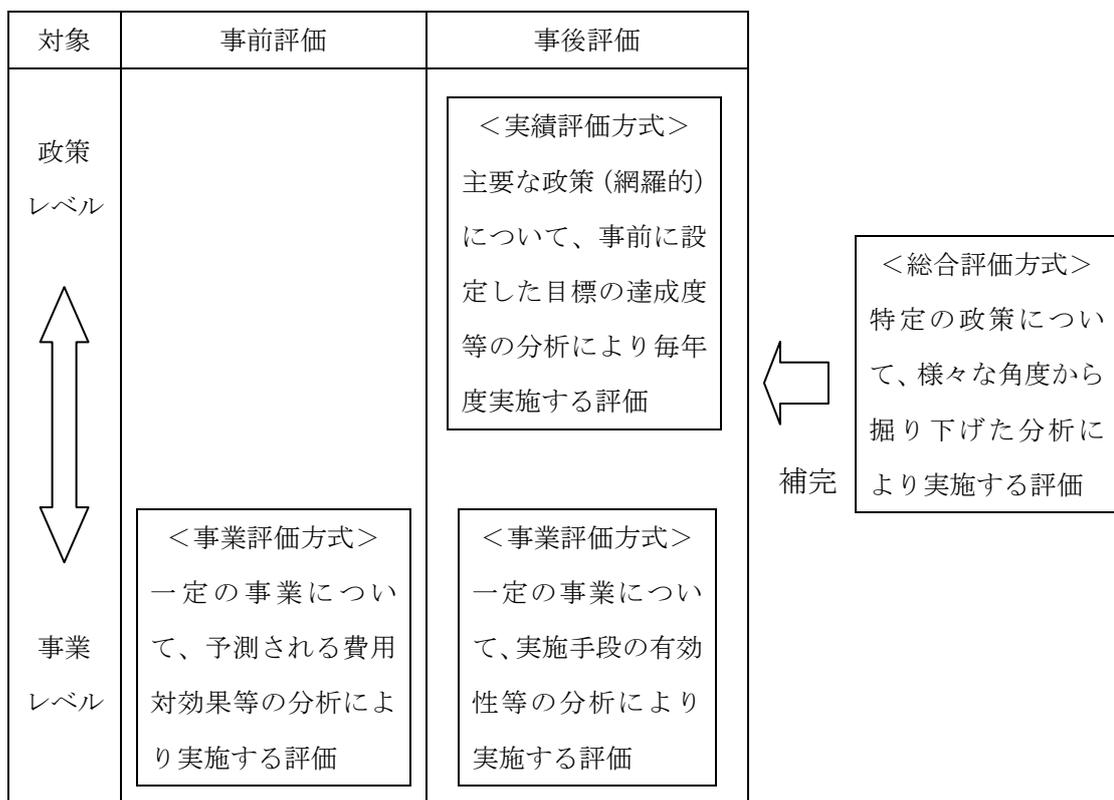
- ・ 総合的なワンストップサービスの整備
- ・ タイムスタンプ・プラットフォーム技術の研究開発
- ・ 高度ネットワーク認証基盤技術に関する研究開発
- ・ 情報通信システム整備促進事業
- ・ インターネットの IPv6 への移行の推進
- ・ 電波の安全性に関する調査、評価技術
- ・ 消防防災科学技術研究推進制度

ウ 総合評価方式

総合評価とは、政策の決定から一定期間を経過した後に、特定のテーマについて様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式による評価です。

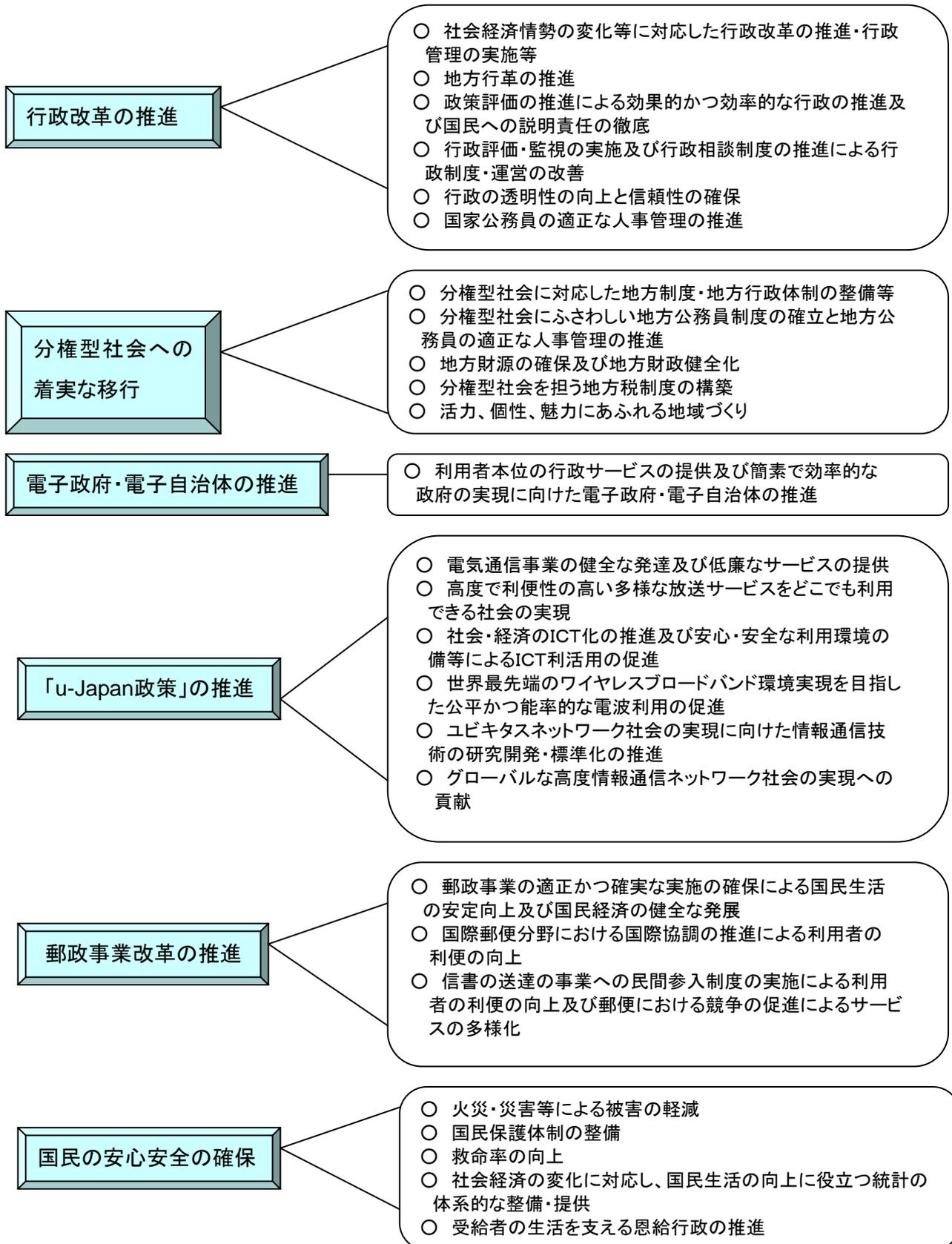
総務省では、平成18年度から19年度にかけて「総務省の政策評価」について評価を行ったところでです（Ⅲ参照）。

総務省の評価方式の位置づけ



【総務省の重点分野】

平成19年度実績評価の評価対象政策



(2) 評価対象政策の体系

国民からみて分かりやすく、また、体系的かつ合理的で的確な政策評価とするためには、**あらかじめ評価対象となる政策の体系を明らかにしておくことが適当です。**

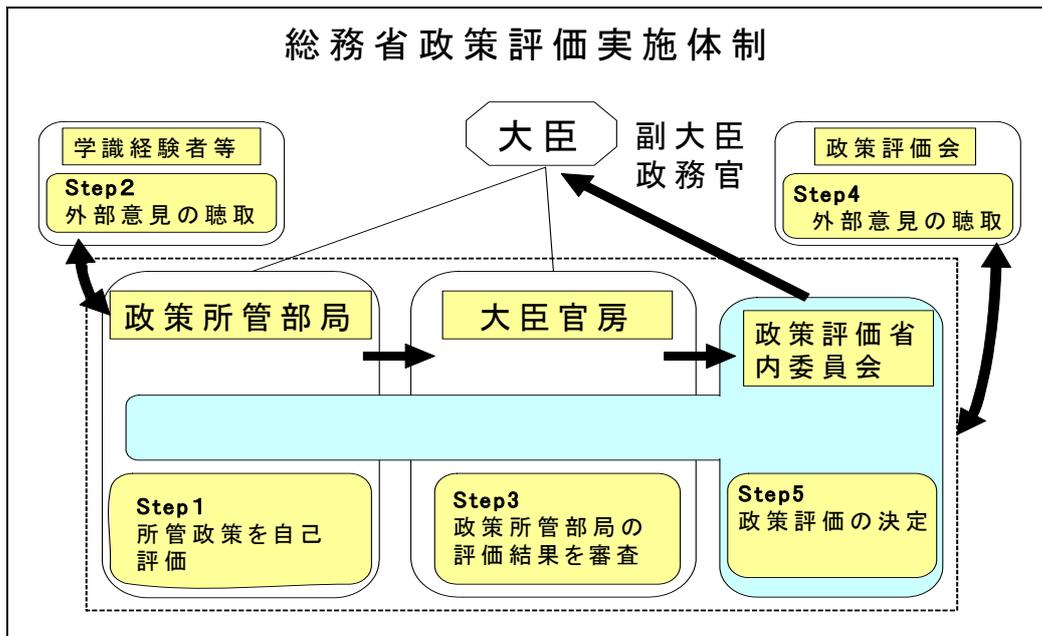
このため、政策評価の実施にあたっては、**総務省の重点分野**（「行政改革の推進」等6分野）を中心に「**主要な政策**」（「社会経済情勢の変化等に対応した行政改革の推進・行政管理の実施」等26政策）－「**主要な施策**」（「国の行政組織等の減量・効率化」等76施策）－「**事務・事業（施策の実施手段）**」という政策体系を構築し、**業務目標を設定しています**（前ページの図、「平成18年度に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成18年度目標設定表）」参照）。

4 政策評価の実施体制と評価結果の政策への反映

実績評価方式による評価の実施主体は**当該政策等の所管部局等**とされています。大臣官房**政策評価広報課**は、政策等の所管部局間の調整等を行う観点から、政策等の所管部局から提出された評価結果の審査を行うとともに、評価の客観性・厳格性を保つ観点から、省外の学識経験者で構成される**総務省政策評価会**の意見を聴取したのち、官房長（平成19年4月以降は総括審議官）が主催し、各部局の主管課長等で構成される**政策評価省内委員会**で調整、意見の集約を行った上で、最終的にとりまとめています。

政策評価は、政策の効果を把握し、これを基礎として自ら評価するとともに、その評価結果を政策の企画・立案に反映させようとするものであり、「企画・立案－実施－評価」（plan-do-see）の政策のマネジメント・サイクルに寄与するものです。政策評価の結果から得られた課題を政策の企画・立案に的確に反映させることにより、**効率的で質の高い行政の実現や成果重視の行政への転換等**が可能になります。

総務省では、政策評価の実施を通じ、政策の所管部局等及び官房各課において政策評価の結果を**政策の企画・立案作業**（総務省重点施策のとりまとめ、予算要求、機構・定員要求、制度の新設・改廃等）に活用し、適切に反映するよう取り組んでいます。



5 国民への説明責任の徹底

政策評価の目的の一つである国民への説明責任の徹底を図るためには、国民に積極的に情報を提供すること、提供する情報を分かりやすいものとすることや、政策評価に対する国民の意見・要望を活用することなどが必要です。

総務省では、ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/index.html) において、政策評価の結果や当該結果に基づく政策への反映の内容に加え、総務省政策評価会における学識経験者等の意見等を公表しています。

また、総務省の所管政策には、制度の企画・立案など、一般の国民にはなじみの薄い分野も含まれることから、評価書をより分かりやすいようにするとともに、国民の総務省所管政策への理解を深めるため、評価書に図表・グラフ等を用いたり、評価に使用した資料や関連する資料等の所在についてホームページのアドレスを評価書に明記しています。

政策の基本目標、指標に係る目標値の達成度合いを測ることで評価結果から抽出される課題を次の政策の企画立案に反映させることができるようになるので、政策ごとの目標設定は、効率的で質の高い成果重視の行政運営のため、極めて重要なものです。このため、政策の実施の前に目標設定表を作成することとし、その過程で政策ごとの目標設定について、パブリックコメントを実施し、国民の意見・要望を十分に反映させるように努めています。

6 外部の意見の聴取

評価の過程においては、第三者の専門的・客観的な知見を活用することが極めて重要です。このため、**総務省政策評価会**の学識経験者の意見を踏まえ、政策のマネジメント・サイクルのあり方、実績評価方式による政策の指標に係る目標値の設定など政策評価の充実に努めています。

また、政策ごとの評価の客観性・厳格性を一層担保するためには、総務省政策評価会のほかに個別の各政策ごとに学識経験者等の意見を聴取することが重要です。このため、各部局が自己評価を行う際にも総務省政策評価会とは別に積極的に外部の学識経験者の知見を活用するように努めており、**部局によっては独自に評価会を立ち上げるなど取組が進んでいます。**

これらの学識経験者等の意見内容については、評価書に明記するように努めています。

7 職員の意識改革

総務省では、政策評価の実施にあたり政策の質及び行政の政策形成能力の向上並びに職員の意識改革に重点的に取り組むこととしています。このため、各部局等において政策評価担当者と政策立案担当者とのコミュニケーションを密接にすることや、すべての**職員の意識レベルにまで政策評価の意義を浸透**させていくことなどが大切になります。

総務省では、各部局の政策評価及び政策の企画・立案などの担当者に対する政策評価制度及びその趣旨や評価実務に関する説明、研修、意見交換の場の設定等に積極的に努めてきました。

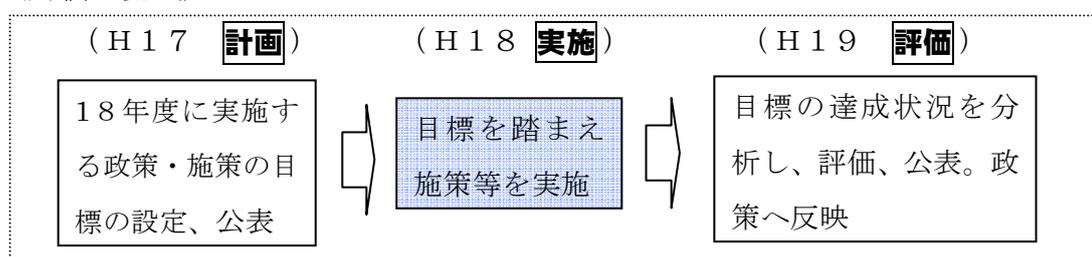
平成19年1月に実施した**職員の意識調査**の結果では、目的達成への重要性や緊急性に基づく優先順位を常に考えて仕事をしている職員が増加する等、政策評価は着実に職員に浸透してきているとの結果が出ています。一方評価業務に関与しない職員などには制度に関する認識が不十分な職員もみられるところです。このため今後とも、さらに研修、有識者との意見交換等を進めることにより職員の意識改革を進める必要があります。

Ⅱ 平成 19 年度実績評価の結果

1 評価の流れ

平成 19 年度実績評価は、平成 18 年度に実施する政策・施策についてあらかじめ目標を設定した「平成 18 年度に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 18 年度目標設定表）」（平成 18 年 3 月 30 日決定）に基づき、政策等の所管部局が 18 年度末から評価作業に着手し、大臣官房政策評価広報課において部局の提出した評価書について評価の客観性・厳格性の観点から審査を行い、総務省政策評価会の意見を聴取した上で省内委員会で決定しました。

《評価の流れ》



2 目標の数値化等の推進

総務省の政策評価においては、可能な限り、定量的な指標で数値目標を設定し、またアウトプットではなくアウトカムの指標を設定することとしています。

数値目標を設定することにより、その目標を達成できたか、どの程度達成できたかが明らかになるとともに、指標の数値化を進めることによって過去からの経年変化を定量的に分析することができるようになります。またアウトカム化を進めることによって、各政策が国民生活の向上にどれだけ貢献したかという視点からの評価が可能になります。

※ 「指標」は、目標の達成度合いを測定するため、政策ごとに複数設定されています。また、「アウトカム」とは国民に対して実際にもたらされる成果、政策効果であり、「アウトプット」とは直接的な行政活動の結果です。

今年度評価では、数値目標を持つ政策の割合は 58% となり、**数値目標を持つ指標の数は 55 指標となっています**。また、アウトカム指標を持つ政策の割合は 76% となり、**アウトカム指標の数は 56 指標となっています**。

これまでの努力により、数値化可能なものについては相当程度の進捗をみています。国民に分かりやすく、また、次の政策立案に反映させやすい評価として充実させるため、引き続き数値化等を進めていく必要があります。

ただし、政策の特性により目標値の設定が難しい政策（注）について、無理に数値化、アウトカム率を増加させることは、適切な指標及び目標値の設定でなくなるおそれがあることに留意しつつ、新たな政策体系（Ⅲ（２）参照）も踏まえ、指標全体の見直しを行うことも必要です。

（注） 総務省の政策には、国や地方の行政制度の企画・立案など客観的な指標などの測定によって政策目標の達成状況を評価することが難しいものや、国民に対する行政サービスの主体でないためにアウトカム指標を政策目標として設定することが難しいものが存在します。

○ 数値目標等の設定状況のとりまとめ結果

		19年度
政策数		26
数値目標を設定している政策数	数値目標を設定している指標数	15 (58%)
		55
アウトカム指標等を設定している政策数		20 (76%)
アウトカム指標等の数		56

※ 「指標等」には、政策に係る現状や課題を示す「参考となる指標」を含みます。

3 指標に係る目標値の達成状況とその特徴

今年度は、実績評価の結果を端的な結論で整理するにあたり、有効性の観点から整理を行い、対象政策の有効性を示す内容（指標に係る目標値を達成できたかどうか）について類型ごとに定めた標語で端的に表すこととしました。

○ 指標に係る目標値の達成状況のとりまとめ結果

	19年度
類型 i 目標年度を迎えた全ての指標について目標値を達成できた	6
類型 ii 目標年度を迎えた8割以上の指標において目標値を達成できた	0
類型 iii 目標年度を迎えた半数以上の指標において目標値を達成できた	5
類型 iv 目標年度を迎えた指標のうち半数未満しか目標値を達成できなかった	1
類型 v 目標年度を迎える指標がなかった又は指標に係る目標値が設定されていない	14
合 計	26

- ※1 目標値が設定されている指標とされていない指標が混在する政策、今年度に目標年度を迎える指標が少ない政策、当該政策の大きな課題に係る指標が目標年度を迎えない政策などについては、これらの政策全体の評価の結果を、上記の達成状況のみから判断することは困難です。
- ※2 したがって、それぞれの指標の目標値に対する達成度合いについても十分な分析を行うとともに、目標値の立て方について政策の効果を適切に測れるものとなるよう検討していく必要があります。
- ※3 実績評価方式による評価では、あらかじめ設定した目標に対する達成度合いを毎年度定期的にチェックし、達成目標で目指したアウトカムがどの程度実現されているかを分析していますが、結論を国民に分かりやすいものとするため、
- ①成果が上がっているか、
 - ②当該政策は必要か、
 - ③当該政策の有効性、効率性等に係る課題を解決するため、何らかの見直しが必要か、
- という視点から、4つの端的な結論に類型化し、評価結果を分類していました。
- しかしながらこれまでの「端的な結論」の類型による分類では、明確な分類基準がなかったこともあり、恣意的とも見える分類となることがありました。
- したがって、従来のように政策評価の結果全体を類型毎に定めた標語で表すのではなく、対象政策の有効性を示す内容（指標に係る目標値を達成できたかどうかを客観的によりわかりやすく表す内容）に着目した区分に見直しました。

4 取組の方向性に係る記載

政策評価は、「企画・立案－実施－評価」(plan-do-see) のマネジメント・サイクルの確立を目的としており、評価の結果が次の企画立案作業に的確に活用される必要があります。

この点、平成18年度実績評価書から、多様な課題を含む政策について評価結果をきめ細かく企画・立案に反映させるため、対象政策(26)に含まれる課題毎に予算要求、制度等についてそれらの取組の方向性を記載することとしました。

本評価書では「取組の方向性」欄の記載区分に関して、予算要求、制度、実施体制・事務のやり方に関して、廃止・縮小についての検討が必要なもの(▲)を追加しています。

○ 記載の区分方法

印	予算要求	制度	実施体制・事務のやり方
—	予算がないもの	制度がないもの	
○	継続的な予算	制度の新設・改正の必要がないもの	実施体制・事務のやり方等について継続するもの
◎	新規予算の要求、既存予算の拡充について検討が必要なもの	制度の新設・改正について検討が必要なもの	実施体制・事務のやり方等について新たな検討が必要なもの
▲	予算の縮小・廃止について検討が必要なもの	制度の廃止について検討が必要なもの	実施体制の縮小、取組の廃止について検討が必要なもの

○ 取組の方向性のとりまとめ結果

対象政策(26)のうち、いずれかの課題で予算要求、制度、実施体制・事務のやり方の項目に◎が付された政策の数及び▲が付された政策の数は以下のとおりです。

	予算要求	制度	実施体制・事務のやり方
◎	15 政策	15 政策	21 政策
▲	1 政策	1 政策	1 政策

Ⅲ 今後の課題と方向性

総務省の政策評価は、平成16年3月に策定した総務省政策評価基本計画（対象期間：平成17年度～19年度）に基づいて実施していますが、計画期間の終了を見据え、これまでの政策評価の実施状況と課題を踏まえ、今年度中に平成20年度以降に実施すべき次期「総務省政策評価基本計画」を策定する必要があります。新しい基本計画の策定にあたっては、政策評価法に基づいて実施してきたこれまでの実績等を踏まえ、総務省の政策評価についての課題等を様々な角度から掘り下げて分析し、対応策を明らかにするため、総合評価方式により「総務省が実施した政策評価の取組についての検証」を実施しました。

その際、「政策評価に関する基本方針の改定について」（平成17年12月16日閣議決定）やこれまでの総務省政策評価会での意見等を踏まえ、総務省の政策評価が抱える課題及び今後の方向性について、幅広く検討を行いました。

次期「総務省政策評価基本計画」策定にあたっては、以下の項目を重点的に検討していく予定です。

(1) 評価の重点化・効率化

従来は、総務省の所管する「主要な政策」（注）について毎年度、網羅的な実績評価方式による評価を実施することとしてきました。しかし、総務省の所管する政策の中には、指標や目標値の設定や達成度の測定・分析に困難を伴うものが少なくありません。また政策の効果を毎年度測定するよりは、複数年度単位で測定する方がより適切な政策評価につながるような種類の政策もあります。このため、今後の政策評価については、適切な時期に重点的に実施することや、政策の特性等に応じた的確な評価方式を活用することについて検討していきます。

（注） 総務省では、おおむね一つの部局の所掌事務程度又はそれを2～3ぐらいに分割した程度のもを「主要な政策」として、政策評価の単位と位置づけています。

(2) 政策体系のあり方・政策評価と予算・決算等の連携強化

政策体系の括り方について、引き続き、これまでの大括り化の方向性を維持し、さらに政策評価と予算・決算との連携の要請に基づいて、予算書・決算書の表示科目と政策評価のための政策体系との整合化の作業を進めていきます。

(3) その他

評価書の様式・記載事項については、内容の充実には配慮しつつ、必要な項目について再度精査します。また、より分かりやすい評価書となるよう主要な部分以外の記述を簡潔にするなど見直しを検討します。

あわせて評価書作成者向けの記載要領の充実や審査能力の向上に取り組んでいきます。